

## 「後桃園天皇大御乳覚帳」にみる奥の制度と社会

高橋 博

はじめに

近世における朝廷機構は、奥・表・口向くちむきの三つに分かれていた。奥は常御殿をはじめ職員（女官）の部屋などがあり、そこは天皇・皇族の日常生活のための空間であり、典侍てんじ・長橋ながはしのつばね局以下の職員が天皇の身辺の世話に当たっていた。表は紫宸殿や職員（廷臣）の部屋などがあり、朝廷儀式が行われ、関白・議奏以下の職員が政務をとる空間であった。そして口向は台所・米藏などが配備され、禁裏附・賄頭以下の職員（幕臣）の監察下で朝廷財政の中核になるとともに、朝廷と江戸幕府との交渉の空間であったのである。

朝廷という庶民からみて特異な空間の中で、そこで働く人々は、家族と信仰は別として、一体何を頼りに生きてきたのだろうか。とりわけ局に起居して、外界と接触する機会の少なかった奥の職員たちは、誰もが大過なく職務を全うしたかったであろうから、自分たちに災いがもたら

されないがための守るべき制度・規範が存在したことは想像に難くない<sup>(1)</sup>。一方で、近世社会は幕府権力が朝廷に様々な法的規制を加え、奥にまでそれを及ぼしていたことが知られているが<sup>(2)</sup>、これら朝廷伝統の制度・規範や、幕府権力の法的規制を奥職員がどのように受けとめていたのか。そうした職員で構成された奥の社会とは、実際にはどのような社会であったのだろうか。

右の問題関心を克服するために、本稿では、東山御文庫に所蔵される「後桃園天皇大御乳覚帳」<sup>(3)</sup>の記事を中心に、一七七〇年代（明和・安永期）における奥の制度と社会について考察する。当史料は後桃園天皇<sup>(4)</sup>の乳母で朝廷の奥の事務を補佐した大御乳人の備忘録である<sup>(5)</sup>。なお、朝廷機構の奥には御所（天皇）・仙洞御所（上皇）・東宮御所（皇太子）・女院御所などのそれが、同一時に複数存在することが想定されるが、本稿では御所を中心とした考察が目的である。したがって、当史料の記録期間が、後桃園天皇（英仁親王）が伯母の後桜町天皇から皇位を継承する前年の一七六九（明和六）年から、崩御する二年前の一七七七（安永

六)年までとなっていて、立太子(明和五)から在位期間の多くをカバーしていることが、考察の中心史料として選んだ第一の理由となっている。当史料を選んだ第二の理由は、記録内容が、御所・仙洞御所・女院

御所・黒御所の人事、天皇の食事・病氣治療(祈禱)や、即位・大嘗祭・観桜などの諸儀式、行幸、内々門跡・公家の借財、御所の修築費用・取替銀など多岐に及んでいること。第三は、記録形式が、多くは記録者が奥の意思を代弁して、表や口向の職員との交渉を行ったものであり、それは当該期に欠如している奥の統轄者大典侍・長橋局の記録史料を不十分なが補足しうるものであること。第四は、記録の契機が、先例の確認が求められたり、制度に反した事件に関わった場合が多く、これらは逆に当時の制度の重要・非重要性を認定する材料となるであろうこと。そして、近世研究史上、奥の制度を最も明らかにした河鱒実英氏の著書『宮中女官生活史』(風間書房、一九六三年、以下『宮中女官生活史』と略する)の中で、出典として引用されておらず、河鱒氏の業績を補完する役割が期待できるのではないか、ということが最後の理由である。

しかし、当史料は記録期間が限られているために、官制・職制の変動やその背後の政治関係をうかがうには限界があるので、官制の復元と職制の実証に重きを置く。これを第一章(一)として論述する。また記録者は天皇の乳母で長橋局の補佐役の立場にあることから、その記述内容が朝廷機構の職員全ての利害や価値観を代弁するものではない。そこで

社会面ではあくまでも奥の視点からというのを意識して、特殊な社会として捉えられがちな奥のイメージについて、その実態の解明と新たな構築を試みる。これを第二章(二)として論述する。

## 一 「御桃園天皇大御乳覚帳」にみる奥の制度的考察

先行研究の整理 本章で奥の制度を考察する前に、近世の奥の制度について明らかになっているところを、『宮中女官生活史』に基づき整理する。その内容は、次の(1)～(3)である(紙幅の都合上、年中行事を除く)。

(1) 奥の殿舎は常御殿・御涼所・御茶室・御献間・参内殿・奏者所・長橋局・花御殿・三仲間部屋・局・皇太后御殿に分かれていた。

(2) 奥の官制は上位より①尚侍・②典侍(四人で最上が大典侍)・③掌侍(四人で最上の勾当掌侍は長橋局と称する)・④命婦(七人で

最上が伊予、次の大御乳人は天皇の乳母。以下は国名で呼ばれる)・

⑤女藏人(国名で呼ばれる)・⑥御差(二人で国名で呼ばれる)・⑦御

差代(一人で⑥の見習い)・⑧御末衆(八人)・⑨女孀(八人)・⑩茶

汲(⑤以上に使われる。⑧の最上の阿茶・⑨の最上の茶阿を部屋親と

する)・⑪御服所(八人で最上の右京大夫以下三人は三大夫と称し、

⑬長橋局の専属)・⑧⑨⑩を三仲間と総称する。⑫表使(一人)・⑬

東豎子・⑭供御所(櫃司ともいい、供御・小屋の二人)・⑮仲居・茶

之間（仲居は十人位で⑧に属する）に分かれ、官種により新任の職員の家柄・年齢はおろか、昇進の上限まで決まっていた。すなわち新任の職員の家柄は、①～③羽林・名家（②正二位権大納言直任の家）・④⑤地下（六位以下の官人）の家（伊予は壬生官務直任の家）・⑥は諸大夫・坊官・四位の家・⑧⑩有位の家・⑨⑪有位や侍分の家等であり、⑩は十一・二歳で採用され、昇進の上限は③の②まで・⑤の④まで・⑦の⑥まで・⑩の⑧⑨までに限られていた。また、①大典侍・③長橋局・④伊予は天皇の代替わりでも留任した。

（3） 職制は（2）のうち、②大典侍・③長橋局の仕事は奥の事務の監督。④は儀式での陪膳の準備と奥の事務。④大御乳人・⑥は③長橋局の事務の補佐と金銭・物品の出納。⑧は日常の御膳調進。⑨は屋敷・道具・油炭の調度。⑪は裁縫及び③長橋局の書記。⑫は表・口向の交渉。⑬は行幸の御供。⑭は炊事。⑮は雑事という内容である。

#### 1 奥の官制の復元的考察

本項では右の（1）～（3）のうち、（2）の官制の面に限り、その内容を基にして復元作業を進める。対象年代は、後桃園天皇が皇太子となる一七六八（明和五）年から、崩御する一七七九（安永八）年までである。なお、一七七〇（明和七）年に後桃園天皇が皇位を継承するまでの御所は、後桜町天皇のために奥が機能しているが、天皇の代替わりに伴う職員の残留状況を把握するために、この期間は御所（後桜町天皇）と東宮御所（英仁親王Ⅱ後桃園天皇）の両者の奥の復元を試みる。

「禁中女房補略」からのアプローチ 作業の素材として、まず想起されるのは、表の儀式の一つで、正月二日に図書寮に出御する際に行われる「雲井」の献上である。この「雲井」とは、毎年職事で調製される正月一日時点での御所・仙洞御所・女院御所の奥職員の名簿で「女房次第」ともいい、「補略」とともに同一年における職員の名称・官位等を通観するには便利だが、現存するものは少ない<sup>(9)</sup>。幸い宮内庁書陵部には「雲井」に類似する「禁中女房補略」（葉一五五五）と題した、一七七一年（明和八）年の奥職員の名簿が所蔵されており、その内容は御所（後桃園天皇）・仙洞御所（後桜町上皇）・女院御所（桜町天皇の女御の青綺門院）・新女院御所（桃園天皇の皇后の恭礼門院）の奥に分かれ、それぞれ父親・位階・名前・官名・年齢の順に職員が記されている。しかし御所の記載は最上位の大典侍から御差までであり、御差代から最下位の中居女までは判らないが、後桃園天皇が皇位を継承した直後の奥職員を伝える好史料なので、その内容をまとめたのが表1である。

表1と「宮中女官生活史」の内容を比較してみると、まず典侍は四人で、同書と同じだが、柳原忠子は大典侍で、上臈と号している。また家柄は同書と大差ないが、半家（五条家）の出身者がある。命婦は同書の定員（七人）の半数以下でしかも家柄は女蔵人のそれ（上北面・春日社家）に類似している。御差の家柄も同様である。なお大典侍は四三歳、長橋局（勾当掌侍）は三六歳と、他の典侍・掌侍と比べて年齢的に勝っていた。

表1 「禁中女房補略」記載の奥職員一覧（御所のみ）

事項	官名	位階	名前	年齢	父親（※故人/○兄）	父親の極位・極官（註1）	家格（註2）
典侍	（上臈）	従4位下	柳原忠子	43	柳原光綱	従1位・権大納言	名家
	大典侍	従4位下	柳原忠子	43	柳原光綱	従1位・権大納言	名家
	大夫典侍	従5位上	烏丸胤子	20	烏丸光胤	従2位・権大納言	名家
	新宰相典侍	無位	四辻季子	26	四辻実長	従3位	羽林家
	権典侍	無位	中山理子	20	中山栄親	正2位・権大納言	羽林家
掌侍	勾当掌侍	従5位下	芝山治子	36	芝山重豊※	正2位・権中納言	名家
	菅掌侍	無位	五条章子	20	五条為璞	正3位・右大弁	半名家
	新掌侍	無位	岡崎冬子	20	岡崎国栄	従2位・参議	名家
命婦	伊予		壬生忝子	20	壬生知意	官務	
	大御乳人			48	松室重行○	従5位上・土佐守（上北面）	
	上野		富田庸子	32	富田延庸※	3位（春日社司）	
女蔵人	丹波		鴨脚意子	45	鴨脚秀典※	木工頭（下鴨社司）	
	陸奥		森致子	28	森貴久	兵部権少輔（賀茂社司）	
御差	大和			37	世統重昌※	摂津守（下北面）	

（註1）「禁中女房補略」記載時のものを、『公卿諸家系図』（統群書類従完成会 1966年覆刻）を参考に修正した。

（註2）和田英松『官職要解』（講談社学術文庫 1983年）によると、羽林家は、近衛中小将から、参議・大中納言（時に内大臣）に昇る家。名家は、弁官・蔵人から、大・中納言に進む家。半家は、羽林家・名家に准じて昇任する家である。

表2 1768～79（明和5～安永8）年の奥職員の任免記事（～は後桜町天皇の記事）

番号	年/月/日	任免状況を示す記事（註1）	任免状況の補足記事（註2）
1	明和5 / / 明和6 / 3/26		（特）なし （預）御末無人につき、大津松本社和田家のおよりを預かったとおあかより報告された（禁101-2）。
2	10/11	（採）およりが御末奉公人に採用され、下され物が御末並であると翌日禁裏附に報告した（禁101-2）。	
3	11/27	（進）大典侍の柳原忠子が上臈と号し、計200石となった（禁101-2）。	
4	12/3		（押）大御乳人が寺町丸太町上ル東側面の地を拝領した（禁101-2）。
5	12/16	（進）長橋局の梅溪直子が新典侍に昇進した。同件が藤掌侍から報告されたので、禁裏附に報告した（禁101-2）。	
6		（進）内蔵掌侍の芝山治子が長橋局に昇進した（柳6）。	
7		（進）新宰相典侍の烏丸胤子が大夫典侍に昇進した（柳6）。	
8		（進）権典侍の西洞院寿子が平宰相典侍に昇進した（柳6）。	
9		（進）新典侍の日野敬子が権典侍に昇進した（柳6）。	
10	明和7 / 4/11		（所）上臈の柳原忠子の所領文書（山城国乙訓郡などで213石）を預かり文庫に納めた（柳7）。
11	閏6/28	（進）掌侍の綾小路正子が典侍に昇進した（柳7）。	
12	閏6/28	（採）五辻仲子の掌侍採用の宣下があった（柳7）。	
13	11/15	（進）東宮御所（後桃園天皇）附の上臈の四辻季子が典侍に昇進した（柳7）。	
14	明和8 / 3/24		（披）大御乳人の御披露目御祝儀があり、奥から禁裏附に赤飯等が振舞われた（禁101-3）。
15	3/24		（披）女蔵人の陸奥の御披露目御祝儀があり、阿茶の播磨から執次所当番へ赤飯等が振舞われた（禁101-3）。
16	明和9 / 10/29	（採）樋口藤子が掌侍に採用された（柳10）。	
17	安永2 閏3/12		（養）長橋局の芝山治子が痲痘にかかり実家で療養することとなった（禁102-1）。

番号	年/月/日	任免状況を示す記事（註1）	任免状況の補足記事（註2）
18	閏3/13		(養) 長橋局の芝山治子の抱瘡治療で山科厚安が外出し、山科一安が勤務すると武家伝奏に報告した(禁102-1)。
19	閏3/27	(進) 長橋局の芝山治子の小宰相典侍昇進が議奏から報告されたので、禁裏附・仙洞御所等に報告した(禁102-1)。	
20	4/10		(内) 藤掌侍の岡崎冬子の長橋局昇進の内示が大御乳人から報告されたので、禁裏附に手紙で報告した。仙洞・女院御所等にも報告した。同件が議奏からも報告されたので、翌日禁裏附に報告した(禁102-1)。
21	6/7	(進) これより以前、新掌侍の岡崎冬子が藤掌侍に昇進した(禁102-1)。	
22	6/7	(進) 藤掌侍の岡崎冬子の長橋局昇進が大御乳人から報告されたので、禁裏附・女院・仙洞御所に報告した。同件を大御乳人が伺候間で禁裏附に報告した。同件は議奏からも報告された(禁102-1)。命婦の少納言が岡崎冬子の世話役になった(覚帳) → 《史料1》	
23	12/1	(採) 中園季豊の娘の掌侍採用につき、大御乳人よりお迎え料・お輿料の支出要請があり、禁裏附・勘使に報告した(禁102-1)(覚帳)。	
24	12/4		(披) 長橋局の岡崎冬子の御披露日御祝儀の御料理が、伺候間で禁裏附に振舞われ、執次以下にも下賜された(禁102-1)。
25	安永3 2/9	(採) 藤原持子が掌侍に採用された(柳13)。	
26	5/29	(退) 女孺のおたんの病氣退職が茶阿のむめつから報告されたので、勘使・御末口番に報告した。翌日禁裏附に報告した(禁102-2)。	
27	11/22		(改) 女孺のおたみのおいく改名が茶阿のむめつから報告されたので、禁裏附に書面で報告した。御末の口番人・賄頭にも報告した(禁102-2)。
28	11/25		(拝) 大典侍の柳原忠子が、桃園天皇の代から御所に仕えた功により、庭田重熙邸南隣の地を拝領した(柳13)。
29	安永4 2/15		(吟) 御末奉公人のおとみの里吟味で鍵番と奏者番が参上し、3日後に里詣でまた参上するように指示があった。翌日禁裏附に報告した(禁102-3)。
30	3/22	(採) 御末のおとみの初出勤が阿茶の播磨から報告され、御末達にも阿茶が報告した(禁102-3)。	
31	3/22		(改) 御末のおとみがおきよに、同おかかがおむめに改名したと阿茶の播磨から報告されたので、御末口番人に報告した。翌日禁裏附・賄頭にも報告した(禁102-3)。
32	8/24	(退) 女孺のおたきは永らく病氣休養をしていたが、退職することに決定した(禁102-3)。	
33	閏12/27	(採) 高倉家の娘が典侍?御雇に採用されたので、西対屋西より四軒目の明局を渡した(禁102-3)。	
34	安永5 1/1	(昇) 典侍?御雇の高倉家の娘?が典侍に昇進した(禁102-3)	
35	10	(採) 正親町積子が新典侍に採用された? (覚帳) → 《史料4》	
36	12/6	(叙) 上臈の柳原忠子が従3位に叙せられた(柳15)。	
37	12/6	(叙) (昇) 新宰相典侍の四辻季子が従4位に叙せられ、新大典侍に昇進した(柳15)。	
38	12/6	(叙) 権典侍の中山理子が従5位上に叙せられた(柳15)。	
39	12/6	(叙) 新典侍の正親町積子が従5位下に叙せられた(柳15)。	
40	12/6	(叙) 長橋局の岡崎冬子が従5位下に叙せられた	

番号	年/月/日	任免状況を示す記事（註1）	任免状況の補足記事（註2）
41	12/26	(柳15)。 (採) 山本達子が掌侍に採用された（柳15）。	
42	安永6 8/25	(転) これより以前に、菅掌侍の五条章子が仙洞御所附に転じた（寛帳）。	
43	8/25	(採) 菅掌侍が採用された（寛帳）。	
44	8/25	(転) 命婦の少納言が、仙洞御所（後桜町上皇）附に転じた（寛帳）。	
45	安永7 3/17	(退) 女孺のおはなの病氣退職が茶阿のむめつから報告されたので、勘使・御末口番人に報告した。禁裏附にも翌日書面で報告した（禁102-4）。	
46	6/26	(採) おかめが御末御雇に採用されたので、翌日禁裏附・御頭頭・御末口番人に報告した（禁102-4）。	
47	閏7/8		(忌) 大御乳人の母親が亡くなったので、実家に下ること等が長橋局から報告された。当件を禁裏附に報告した（禁102-4）。
48	8/20		(忌) 長橋局の岡崎冬子の祖母が亡くなったので、実家に下ることが奥から報告された。当件を禁裏附・対屋口番人に報告した（禁102-4）。
49	9/15		(請) 御末御雇のおかめの里請が行われた（禁102-4）。
50	9/16		(忌) 大御乳人は母親の喪に服するために、1年間実家に下るはずであったが、特別に免除され、18日に復帰することが奥から報告された。当件を翌日禁裏附に報告した（禁102-4）。
51	安永8 1/11		(忌) 恒例の大御乳人から禁裏附への御祝品贈献が、大御乳人の服喪により中止された（禁102-5）。
52	8/13	(進) 長橋局の岡崎冬子の新典侍の昇進が大御乳人から報告された。同件を大御乳人が禁裏附に報告した。同件は議奏からも報告されたので、翌日禁裏附に報告した（禁102-5）。	
53	8/13	(進) 仙洞御所（後桜町上皇）附の五条章子が御所に復帰し、長橋局に昇進した（柳18）。	
54	11/26	(隠) 大御乳人、女蔵人の陸奥、御末の阿茶（播磨）、女孺の茶阿（む免津）・梅津・御物仕の右京大夫（大江）等が隠居を命じられ、梅津には追って薙髪が命じられた（禁102-5）。	

(註1) ①文頭（ ）は事項を示す。内容は以下の通り。(採) 新規採用。(進) 昇進。(退) 退職。(叙) 叙任。(隠) 隠居。②文末（ ）は出典を示す。内容は以下の通り。(禁) 「禁裏執次所日記」とその冊数（F10-101の第1冊は101-1、F10-102の第1冊は102-1と略する）。(柳) 「柳原紀光日記」とその冊数。(寛帳) 「後桃園天皇大御乳寛帳」。なお、(禁) の内容で人名は（柳）で補っている。③《史料》は本文引用史料とその番号。④不明な個所や推量を要した番号とその内容は以下の通り（表3註③参照）。

番号21：「禁中女房補略」（明和8）で岡崎冬子は新掌侍であったが、いつ藤掌侍に昇進したのかは不詳。

番号22：命婦の少納言の姓名は不詳。

番号23：12月13日以前の掌侍の冬季採用を記している（寛帳）と合致すると思われる。なお、中園季豊の娘の名は不詳。

番号25：藤原持子の姓は不詳。

番号33：高倉家の娘の名は父親とともに不詳。なお、原文は単に御雇とある。御雇は通常典侍の試用期間であるが、「禁裏執次所日記」では御末の試用期間ともしている（番号46等）。御末の場合は御末御雇と称しているのので、単に御雇とある場合は典侍の試用期間であると推測した。また、翌年正月1日に典侍に昇進したと推測した（番号34）（本文註23参照）。

番号35：典侍の中で唯一採用時期が判らない正親町積子（番号39初見）と、姓名不詳の典侍の採用を記している《史料4》（寛帳）とが合致すると思われる。

番号42：「禁中女房補略」（明和8）で五条章子は菅掌侍であったが、番号53（安永8）では仙洞御所（後桜町上皇）附から御所に復帰したとある。この間いつ仙洞御所に転じたのであるのかは、(寛帳) の中に、「一、とりの八月廿五日かん内侍殿御ほうこう人ニ仰付られ候へとも（中略）、これより少納言事、八月廿二日ニ大御ちふけ衆あい申度よしにて、かん内侍殿へこそ分米廿石遣され候ニ付、少納言殿もこれまで御やとひにて御座候ゆへ、これへしもの御所女中かたのなミニはん分せんとう様にてこそ分米二十石遣され候にてよろしく御座候はんところつきまいらせられ候ゆへ申入候よしニ付（下略）」と、1777（安永6）年8月25日に菅掌侍が採用されたこととあるので、それ以前である（表3註③参照）。なお文中、大御乳人が禁裏附に、命婦の少納言に仙洞御所（後桜町上皇）並みの米の支給を要請しているが、これは少納言（番号22初見）が仙洞御所附に転じたことを示している。

番号43：菅掌侍の姓名は不詳。

(註2) ①文頭（ ）は事項を示す。内容は以下の通り。(預) 預かり（御雇の意か）。(拝) 拝領。(所) 所領。(披) 御披露目。(吟) 里吟味。(改) 改名。(忌) 忌服。(請) 里請。②文末（ ）は出典を示す。内容は（註1）と同じ。

表3 1768～79（明和5～安永8）年の奥職員の变遷（命婦以上）

官名	天皇 年次	後桜町天皇			後 桃 園 天 皇								
		明和5	明和6	明和7	明和8	安永1	安永2	安永3	安永4	安永5	安永6	安永7	安永8
上臈				柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子
典侍	大典侍	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子	柳原忠子
	新大典侍									四辻季子	四辻季子	四辻季子	
	大夫典侍			烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子	烏丸胤子
	新宰相典侍	烏丸胤子	烏丸胤子		四辻季子	四辻季子	四辻季子	四辻季子	四辻季子	四辻季子			
	小宰相典侍							芝山治子	芝山治子	芝山治子	芝山治子	芝山治子	
	平宰相典侍			西洞院寿子									
	權典侍	西洞院寿子	西洞院寿子	日野敬子	中山理子	中山理子	中山理子	中山理子	中山理子	中山理子	中山理子	中山理子	中山理子
	新典侍	日野敬子	日野敬子	梅浜直子							正親町愼子	正親町愼子	正親町愼子
	新典侍												岡崎冬子
	典侍			綾小路正子							高倉か	高倉か	高倉か
典侍御雇か									高倉か				
掌侍	勾当掌侍	梅溪直子	梅溪直子	芝山治子	芝山治子	芝山治子	芝山治子	岡崎冬子	岡崎冬子	岡崎冬子	岡崎冬子	岡崎冬子	五条章子
	内蔵掌侍	芝山治子	芝山治子										
	菅掌侍				五条章子	五条章子か	五条章子か	五条章子か	五条章子か	五条章子か	五条章子か	(覚帳)	(覚帳)
	藤掌侍						岡崎冬子か	岡崎冬子か					
	新掌侍				岡崎冬子	岡崎冬子か	岡崎冬子か						
	掌侍			五辻仲子			樋口藤子						
	掌侍						中園						
	掌侍							藤原持子	藤原持子	藤原持子	藤原持子	藤原持子	藤原持子
命婦	伊予				壬生恭子	壬生恭子	壬生恭子	壬生恭子	壬生恭子	壬生恭子	壬生恭子	壬生恭子	壬生恭子
	大御乳人				松室	松室	松室	松室	松室	松室	松室	松室	松室
	上野 少納言				富田庸子	富田庸子	富田庸子	富田庸子	富田庸子	富田庸子	富田庸子	富田備子	富田庸子

(註) ①職員の仕事は明和7年・安永8年以外は全て正月1日時点でのもの。後桜町・後桃園両天皇の職員を明確にするために、明和7年中に任免のあった職員も同年付とした。また、安永8年に後桃園天皇が崩御しているため、同年中に任免のあった職員も同年付とした。

②(覚帳)は名前は不詳であるが「後桃園大御乳覚帳」にその存在が確認できる人物。

③不明な個所や推量を要した官名(人名)は以下の通りである。

上臈(柳原忠子):位は大典侍であるが、上臈と号している(表2番号3参照)。

典侍御雇(高倉):「禁裏執次所日記」は単に御雇とあるが、御雇というのは典侍の御雇であると判断した。名前は不詳。なお、典侍御雇に採用されたのなら、次年度から典侍に昇進する可能性がある(本文註23・表2註1④番号33参照)。

菅掌侍(五条章子):明和8～安永6年の間に仙洞御所(後桜町上皇)附に転じている(表2註1④番号42参照)。

菅掌侍(覚帳):安永6年に採用されている(表2註1④番号42参照)。

新掌侍(岡崎冬子):明和8～安永2年の間に藤掌侍に転じている(表2註1④番号21参照)。

掌侍(中園):名は不詳(表2註1④番号23参照)。

掌侍(藤原持子):姓は不詳(表2註1④番号25参照)。

大御乳人(松室):「禁中女房補略」では松室重行の妹とあるのみで名は不詳(表1参照)。

少納言(覚帳):安永2年が初見で、同6年に仙洞御所附に転じている(表2註1④番号42参照)。

そして、大御乳人の名前は無記入であったが、彼女は上北面の武士松室重行<sup>(10)</sup>の妹で、一七七二(明和八)年当時四八歳。「禁中女房補略」記載の御所の最高齢者で、御差の大和より十一歳上、大和と共に補佐する長橋局とは十二歳の開きがあった。

「禁裏執次所日記」・「柳原紀光日記」からのアプローチ 「禁中女房補略」から、後桃園天皇の皇位継承直後の奥職員の上層部(御差まで)が判ったので、今度は奥職員の任免(昇進・昇叙も含む)状況を、任免状況を補足する諸事項(内示・病氣療養・忌服・改名など)とともに、宮内庁書陵部所蔵の「禁裏執次所日記」(F一〇一―一〇一、一〇二)と「柳原紀光日記」(柳一―二〇三)の記事を基に大観する。両史料を選んだ理由は、「禁裏執次所日記」はその記録体裁が口向の日記役所で執次(禁裏附配下の廷臣で七名。口向職員を監督<sup>(11)</sup>)が記した職務の特記事項であり、内容が諸門警衛・御膳及び禁中の贈品購入、使者・献上物の取次ぎ等の諸事項と並び、奥職員任免の禁裏附への伝達内容が記されているからである。しかし、一七七〇(明和七)年と、七二・七六・七七(安永一・五・六)年分が欠本となっている。また、記載の奥職員は女孀までであるが、御所に限られ、職員の姓名は判らない。

残りの一七六九・七二(明和六・八)・七三―七五(安永二―四)年分の任免記事は、柳原紀光(一七四六―一八〇〇、正三位・権大納言)の「柳原紀光日記」で補足しうる。柳原紀光は姉の忠子(表1参照)が後桜町天皇・後桃園天皇二代に大典侍として仕えた関係から、当該期の

御所・仙洞御所の奥の人事に精通していた。当日記では奥職員の記載は掌侍までであるが、東宮御所(英仁親王)の記載も含まれ、しかも職員の名と父親が判るので、「禁裏執次所日記」の不明部分の補足にもなる。

表2は、両史料により奥職員の任免記事を時系列的にまとめたもの、そして表1・表2を基に、後桜町天皇から後桃園天皇にかけての奥職員の変遷をまとめたのが表3なので、参照されたい。後桃園天皇の奥職員のうち、後桜町天皇の代から残留したのは、柳原忠子(大典侍)・烏丸胤子(大夫典侍)・芝山治子(長橋局)であった(表3)。松室氏は英仁親王(後桃園天皇)附の一人であったが、代替わりに伴い、御乳人から大御乳人になった(表2の番号14)。

奥職員の任免権と伝達ルート 奥職員の任免等はどこで、どのようにして決せられ、伝達されるのだろうか。この問題は、先行研究のあまりないところである。表2の多くは口向からみた記述ではあるが、奥職員の任免は、上司(掌侍・命婦・御末・女孀)が口向に報告し、口向が禁裏附に報告するというルートが一般的なようである。しかし、このことが任免権が奥にあるのを示すかという点、番号20で口向が岡崎冬子の長橋局昇進内示の報告を大御乳人・議奏の両方から受けていることから、必ずしもそうではないことがわかる。また、番号20と同日に武家伝奏の広橋兼胤は、奥から同様の報告を受けたことを「兼胤記」<sup>(13)</sup>に記した。

したがって奥職員の任免については奥と表(議奏)のどちらに主導権

があったのか問題となるが、幸い「後桃園天皇大御乳覚帳」の中に、  
当問題を解決する史料があった。

#### 《史料1》

一、①此度とうないし殿事、長橋の御内仰出され候、②右二付御とし  
わか二御座候よし二付、少納言殿へ何の御せわ御申、御しん上候様  
ニとの御うわさも仰出され候、③右二付御おもてへも申出、右ノ通  
りおゝせ出され候、④御さとへも御おもてへ御礼ニ御まゐり被成候  
様にと申まいる候、(丸数字筆者、以下同じ)

《史料1》は、①藤掌侍(とうないし)の岡崎冬子の長橋局昇進に当  
り大御乳人が、②岡崎冬子は若年なために、少納言(命婦の一)が何で  
も世話をして、身を捧げるとの噂は本当か、③表へその真偽を確かめ②  
の通りに指図され、④岡崎冬子の実家に表へお礼に参上するように伝え  
た、という内容である。先述の「兼胤記」の内容とも合致するので、表  
2の番号20に該当する。①②で岡崎冬子の昇進や世話役決定の噂を大御  
乳人に「仰出され」たのは彼女の上司(大典侍の柳原忠子か)であろう  
が、世話役については③を見ると、表にて正式に「おゝせ出され」てお  
り、岡崎冬子の実家からのお礼参上は、④を見ると、表に対して求めら  
れているので、岡崎冬子の昇進は表すなわち議奏に主導権があったとみ  
られる<sup>14)</sup>。そして奥では大御乳人が新しい長橋局の処遇の確認や、その実  
家に対してお礼言上の要請に動いていた。岡崎冬子の前任の芝山治子は、  
一七六九(明和六)年から長橋局の任にあったが、当年閏三月に至り痲

瘡にかかり実家での療養を余儀なくされた(表2の番号17)。議奏はこ  
のことを重くみ、芝山治子をより仕事の負担の少ない小宰相典侍に昇進  
させることで落ち着かせ(表2の番号19)、弱冠二二歳の岡崎冬子を長  
橋局に昇進させたのである。岡崎冬子は一七七九(安永八)年まで当職  
を務め(表3)、大御乳人とは長い付き合いであった。

#### 2 奥の職制の実像―長橋局・大御乳人の役割を中心に―

前項で奥の官制の概要を明らかにしたことを踏まえて、本項では『宮  
中女官生活史』の内容(1)〜(3)のうちの(3)の職制面、とりわけ  
長橋局と大御乳人の役割について検討したい。「はじめに」の中で述べ  
た「後桃園天皇大御乳覚帳」の諸内容のうち、特に長橋局と大御乳人の  
役割が明確に記されている史料をそれぞれ奥・表・口向に関する順に列  
挙して、具体的に検討していく。

(a) 奥 奥において長橋局・大御乳人の特に大きな役割が必要とされ  
るのは、天皇の病氣の時である。《史料2》は一七七六(安永五)年、  
後桃園天皇が麻疹にかかり、快方に向かうまでの両者の動きが記されて  
いる。

#### 《史料2》

安永五年さるのとし

①上様御ぬるあらせられ候所、たんく(温)いしや衆申上候所、いよ  
く(麻疹)御ましんニてあらせられ候よし、御ちしやう申上候二付、②  
きそう衆へ申出、なをてんそう衆へも右の通よろしく御申被成候様  
(議奏) (伝奏・武家伝奏)

二と長はし殿方申出候、大御ち口むき取次へも右のよし申出候、三  
中間から三人へ右の通いよ殿御列し大御ち申、③たんく御  
しゆんとう二御ひたちあそはし、御ゆひかれ候御事、御おもてへ長  
はし殿より御口上にてきそう衆へ申出候、口むき取次へも大御ち方  
口上おもて使にて申出候、ふけ衆へも右の通もうされ候様二と申出  
候事候、④たゝし内侍所・伊勢両宮たかへもいよく御ましん二て  
あらせられ候二付、御きとう仰出され候、⑤又く御ゆひかれ候二付、  
所し代御祝御機嫌伺御まいり大御ち出候（下略）、

《史料2》の内容は以下の通りである。①後桃園天皇は熱があるので、  
医者たちが色々診療した結果、確実に麻疹であると診断されたので、②  
大御乳人は長橋局の命で議奏に報告した。更に、当件を武家伝奏に伝え  
てほしいと議奏に依頼した。大御乳人はまた、口向の執次や三仲間（御  
末・女婦・御服所）のうち三人に、伊予局の立ち合いで当件を伝えた。  
③病状は快方に向かい、熱も下がって来たので、表の報告には長橋局が  
口上で議奏に依頼し、口向の執次と禁裏附には、大御乳人が使番を介し  
て報告した。④なお、内侍所と伊勢両宮には祈禱が命じられた。⑤熱は  
更に下がり、京都所司代がお祝いに参上したので、大御乳人が面会した。  
右史料から、大御乳人は長橋局の使者としてその意思を表に代弁する  
とともに、奥を代表して、幕府役人の応対を行っていたことが判る。  
（b）表 次に、表に対して長橋局・大御乳人の役割が必要になるのは、  
公家衆が借財を要請して来る時である。《史料3》は一七七五（安永四）

年、西園寺賞季（一七四三〜九九、従一位・右大臣）が武家伝奏に借金  
を願ひ出、禁裏附の許可が下りるまでの動きが記されている。

### 《史料3》

①安永四年三月、此度さいおん寺殿御やしき御たてまい少々出来候  
所、午年大かせにて又くつふれ、②其後何とそくしゆたいた  
し候様二成度候へとも、御つかう成かたくよし二付、御れんみんを  
もつて金三百両御はいしやく被成度よしねかい被成二付、たんく  
いろくくと御せんき御座候、③三百両と申し御おひたゝしき御事  
ゆへ、百五十両二候て御内く両ふけ衆へ御さうたんいたし候様二と  
仰られ候ゆへ、大御ち両ふけ衆へ出候、④内く申さる御かた方御ね  
かい二付、さうたんいたし候様との御事に御座候、右の通御ねかい  
にて候へとも、右の通二ハおひたゝしき御事に候ゆへ、半分二して  
一年二金七両つゝ返し上られ候との御事取はからい出来候やと相  
たつね候所、⑤右ノほとこの事ハ大かた成そう成物と御そんし候へと  
も、此せつの事二候まゝ、今一度しよし代へたつね、そのうへ二て  
御返事申入候、⑥其後御返事御座候、なんとき二てもよろしく取は  
からい申候様二との御事二候まゝ、何とき二ても取はからい申候様  
二との御事に御座候、

《史料3》の内容は以下の通り。①西園寺邸の増築工事が行われつつ  
あったが、昨年（安永三年）大風で再び倒壊してしまった。②これによ  
り、西園寺家で熱望していた娘の入内は財政的に困難になったので、西

園寺賞季は武家伝奏に金三百兩の拝借を願ひ出た。武家伝奏は検討した結果、<sup>(21)</sup>③三百兩は高額なので半額の百五十兩で禁裏附に相談せよと返答したので、大御乳人は禁裏附に面会し、④西園寺家が金百五十兩を年七兩の返済で拝借するのは可能であるか相談した。⑤禁裏附は大方は可能との意向であつたが、時節柄慎重を期するために、京都所司代の意見を参考に返答するという。⑥やがて、京都所司代も異存はないといふので、禁裏附は西園寺賞季の金百五十兩の拝借を許可した。

当史料から、大御乳人は長橋局の使者の他に、表（武家伝奏）の依頼により独自に口向（禁裏附）に取り次ぐ役割もあつたことが判る。

(c) 口向 最後口向に対して、長橋局・大御乳人の役割が必要になるのは、奥職員の待遇を改善したり、出入り商人の要望を伝達する時である。これらのうち奥職員に関しては《史料4》が該当する。年代は正親町積子が典侍に採用された一七七六（安永五）年と推測される。<sup>(22)</sup>

#### 《史料4》

一、①此度<sup>(典侍)</sup>すけ様免し出され候二付、御むかいらやう米拾石・御こしりやう金十三兩二ふ、はつき一ツ・はかま一具、十月二御上り<sup>(奉公)</sup>すく二御ほうかう人二仰付られ候、遣され候物も多々候、②水てう<sup>(帳)</sup>の御事長はし様へことし中<sup>(今年)</sup>のふ遣され候ハ、よろしく候ハんと御<sup>(相談)</sup>そうたん申上候、③とくと御そんしなくま、口むきにて<sup>(閉合)</sup>き、やわせ候様ニと御申被成候ゆへき、やわるゝ所、十四・五年の<sup>(吟味)</sup>所きんミいたし候へとも、何も遣され候御事相ミへす、すくに御奉

公人二御上りあそはし御かたも相ミへす、④又くきんミいたし候所、<sup>(按察使典侍)</sup>あせちのすけ様御水てうあき御座候ま、これを取そろへ水てう壹<sup>(罎)</sup>つゝめ上申よし二御座候、さやうに候ハ、右の水てう壹つゝめ上られ候様ニと申し候、

《史料4》の内容は以下の通り。①今度採用される典侍には、お迎え料十石・お輿料十三兩二分や、張着・袴が一人前づつ支給される。彼女は十月に御所に上がるとすぐに奉公人に命じられるが、支給物も多い様である。②大御乳人は長橋局に、水帳は今年中の分を支給したら良いかと相談したが、③長橋局は判らないので、大御乳人はその指示により口向に聞いた。しかし口向でも、過去十四・五年間では水帳を支給した例はなく、すぐに奉公人として御所に上がった人もいないことから、④再度吟味した結果、按察使典侍が欠員でその水帳が余つたまなので、これを支給することに決し、大御乳人は長橋局に当件を伝えた。

当史料から、大御乳人は奥と口向（賄掛・禁裏附）の連絡役として長橋局の意思を代弁するとともに、②に見られる水帳支給の雑務を、<sup>(23)</sup>長橋局に進言できる存在であることが窺われる。

また出入りの商人に関しては、年次未詳であるが《史料5》がある。

#### 《史料5》

一、①いとや久兵衛事、口むき御用ハうけ給候へとも、壹疋二ても<sup>(奥)</sup>おく御用うけ給度よし長橋殿まで度くねかい候へとも、そのまま  
〱 二なされおかれ候へとも、②此度又くねかいのき出し申候

ゆへ、御間(御掛)ないかゝりへ右の通申候て又く(武家・禁裏附)ふけ衆へも申候て、③よろしき御事候ハ、御そ(相談)うたんこれ有ならぬ御事ならならぬと御返しなりかたき御事二候ハ、返事又く御召はふたへ(羽二重)ハいつかう申付候御事ハ成不申候ハ、御し(進物)んもつの御はふたへ二も仰付られ候よし(苦)くるしからず候ハ、仰付られ遣候ハ、忝かり申候ハんと覺しめし候、④しかし口むきの御事ゆへ、とかくよろしく御中間そうたんこれ(ママ)あり様二との御事、

《史料5》は、①糸屋久兵衛は口向の御用はつとめていたが、少額でも奥の御用をつとめたいために、長橋局まで度々願ひ出ていたが、その度に当件は保留に処せられていた。②この度また奥の御用を願つたために、大御乳人は当件を賄掛(24)と禁裏附に報告した。③禁裏附は賛成したが、御用の中で御召羽二重の納品は難しいが、進物羽二重ならよいというので、長橋局はこれを承知した。④しかし、進物羽二重は口向に納品されるので、口向とよく話し合つてほしい、という内容である。

当史料から、奥の御用達商人の採用については、禁裏附まで確認が求められており、大御乳人は長橋局の指示で、口向との連絡役を務めていたことが判る。

以上の事柄から、奥や表・口向に対する長橋局・大御乳人の役割についてまとめると、長橋局は奥の実務の責任者であり、大御乳人は表と口向との連絡役であることが言えよう。ただし、大御乳人は表（武家伝奏）の依頼により単独で口向（禁裏附）との連絡役を務めることもあり、

また、長橋局に進言（水帳支給）する権限も持っていたのである。

## 二 「後桃園天皇大御乳覚帳」にみる奥の社会的考察

先行研究の整理と今後の可能性 本章では、前章と同様に「後桃園天皇大御乳覚帳」の記事を中心に奥の社会を考察するが、近世史研究において、奥の社会を総括した文献はない。そこで、『宮中女官生活史』(25)の中から、奥の社会の考察の方法に関係する部分を見だし、今後の研究の可能性を整理してみることにする。

同書では奥職員の生活は、(1) 日常的なものと、(2) 年中行事におけるものにと大別されている。とりわけ(1) 日常的なものについては、出勤時間と宿直の有無の別に、①早番（午前八時頃に出勤して、その日は奥に宿直する）・②ゆるり（午前十時頃出勤、その日は奥に宿直）・③残り（前夜奥に宿直して午前十一頃に退出し、局で休養を取ってから午後三四時頃に再出仕して、天皇の御寝の後、局に退いて寝る）に分け、それぞれの時間帯の化粧・お番（食事）・お夕着（お召替）・御間食の作法と職員の仕事の実態が活写されている。また、朝の掃除・天皇の嗽の御用・皇后のおぐしあげ・試饌（天皇・皇后の食事の毒味）・御湯殿の御用（天皇・皇后の入浴）・宿直等の公生活と職員（典侍・掌侍・命婦）の役割や、③残りの日の昼間（局で休養を取る時間）に許された唯一の私生活の内容（書見や和歌・習字等の手習）も活写されている。そ

して、(3) その外の生活の特記事項として、行楽・交際・大廊下での職員同士の遭遇・採用試験・地震・火事・結婚・外出の實際を述べた上で、次の様に評論されている。

女官の姿は花やかなものではあるが、一度日常の生活をのぞいて見れば①分厘のすきもない程せはしないものであった。②しかもそれが緊張の生活であつたのだ。従つて私生活に費し得らるゝ時はわずかなものといはねばならない。しかも③その小かな時間にまた女性としての修養をつまねばならないから並ならぬ苦心を要する生活であるといはねばならぬ。この意味に於て女官生活は④光栄の生活であると共に価値ある生活といふ事が出来よう(波線筆者、以下同じ)

私は右の河鱈氏の言が、奥の社会の考察に関係すると共に、今後の研究の可能性を大きく左右するものであると考える。何故ならば、「分厘のすきもない程せはしないものであった」(波線部①)とは、奥が朝廷伝統の多くの制度・規範の構築下に運営される社会であり、「しかもそれが緊張の生活であつたのだ」(波線部②)とは、そういう状況に対して職員の公務の全うが要求された社会であることを示唆しているからだ。奥の運営が「分厘のすきもない程せはしないもの」であり続ければ、職員は「緊張の生活」を続けていくであろう。しかも「緊張の生活」は職員の昇進に応じて、常に新たな知識と経験が必要とされるので、私生活の「その小かな時間にまた女性としての修養をつまねばならない」(波

線部③)と、河鱈氏は見たのである。

河鱈氏は、このような奥職員の苦勞を「光栄の生活であると共に価値ある生活といふ事が出来よう」(波線部④)と評した。しかし、河鱈氏により示唆された奥の社会像、つまり伝統や勤勞・貞節を美德とする社会像は、日本の社会の価値観の変化とともに推移していく可能性を秘めていた。すなわち、奥職員も人間であるから失敗もするであろうし、そういう職員を抱え込む朝廷を、世間では必ずしも恥とは決めつけられないという傾向である。このことは、河鱈氏の示唆した奥の社会の「分厘のすきもない程せはしないもの」「緊張の生活」といった特徴を否定するのではない。むしろ、右の事實を認めつつ、両者が失われたり、あるいは妨げられる場合の、その要因と対処方法の解明を通じて、より動的に奥の社会を捉えることが求められているのである。

右の方法論に基づき、「後桃園天皇大御乳覚帳」の記事を検討した結果、奥とは、1多くの制度・規範の先例が職員の同意に基づき厳守され、2先例の厳守が何らかの内外的な要因で果たされない時もあった。3職員が納得しないで果たされない時には奥の内部(世間)で噂され、先例に戻す動きとなり、4何としてでも先例に戻す時には、長橋局が奥を代表して対処する(また1の状態に戻す)。という法則に基づいた、極めてダイナミックな社会であることが判った。1〜4の事象については、1は「れい」(先例)、2は「もやもや」(ごたごた)、3は「せけん・うわさ」(世間・噂)、4は「さわく」(騒ぐ)といった文言が象徴的に用

いられているので、これらのキー・ワードの順に検討していきたい。

### 1 れい（先例）

奥の社会で、先例がどれほど厳守されていたかを示す史料としては、

《史料6》が挙げられる。当史料は、表から奥に魚の献上を願ひ出た、

一七七二（安永一）年から一七七六年（同五）年にかけての事例である。<sup>(27)</sup>

#### 《史料6》

①五月十二日（<sup>（小森典薬助）</sup>）ひろはし殿（<sup>（小森典薬助）</sup>）御あい被成度との御事にて出候、②此度

こもりてんやくのすけ元（<sup>（魚）</sup>）ふく二付、れいハ御座なく候へともねかい

のよし、元（<sup>（魚）</sup>）ふく二付御まなけん上いたし度ねかい申二付、③

くわん（<sup>（閔白）</sup>）はく殿へも伺まいらせ候へハ、御門地を伺、御さしつかへも

御座なく候ハ、上させ候様ニと仰られ候よし右の通うけ給被成候、

④この事こなたより不申、御内きもいろくねかい御座候、御そん

しの通、御れいなき御事ハすい分く何ニよらす御取はからいな

き様ニあそはし、まへく御れいなき御事ハなき様ニ取はからい

いたし候様ニと申つたへ御座候ゆへ、まつ此度の分も上されぬかた

にて、まゝさやうよろしく取はからい被成候様ニと申出候、

《史料6》は、①大御乳人は武家伝奏の広橋兼胤から面会を求められ

た。②広橋は、小森典薬助が元服したので、先例はないが、魚を奥に献

上したいと願ひ出た（波線部）。③また、当件は小森典薬助の門地から

言つて差し支えないとの理由で、閔白の近衛内前（一七二八〜八五）の

許可を得ているという。④広橋の願ひ出に対し、大御乳人は奥からの願

いということでごう返答した。周知の通り、先例のないことは、可能な

限りどんなことでも取り計らわない様にしており、以前から先例のない

ことはしない様にと申し伝えているので（波線部）、今回の件も献上は

しない様によりしくお取り計らい下さい、という内容である。

当史料から明らかのように、願ひ出に対する決定権が奥にあるときに

は、たとえ閔白の許可を得たものであろうとも、先例のない場合には表

の申請を却下する奥の対応を読み取ることが出来るのである。

### 2 もやもや（ごたごた）

奥の社会の先例は、無論、寸分の不手際もなく長期維持されていたわ

けではない。時にはごたごたも生じた。「後桃園天皇大御乳覚帳」には

奥そのもののごたごたを示す史料はないが、ごたごたの原因を口向と奥

が共有したものととして、《史料7》と《史料8》が挙げられる。二史料

はいずれも年次未詳であるが、ごたごたが原因で天皇の調膳に苦慮する

奥と、口向に良質の魚を納めることを渋り、ごたごたの原因をつくつた

禁裏御用達の阿波屋との駆け引きを記したもので、内容的に連続するも

のである。まず《史料7》から見ていこう。

#### 《史料7》

一、①御せん（<sup>（膳）</sup>）の御りやうり物、此度口む（<sup>（立合）</sup>）きもやく二付、あし（<sup>（魚）</sup>）き品上

候よし、これまでハ少しつゝ二ても御もらいの御品いたしおき候へ

とも、②此度御たち（<sup>（阿波屋）</sup>）やいにて何も上さゝれ候ゆへ、いたしさせられ

きよしあ（<sup>（阿波屋）</sup>）はや不申候ゆへ、③いよくさやう成御事二候ハ、今一

度まかないかゝりへ申候はんまゝ、とくと御きゝやわせ候様ニと申、<sup>(賄掛)</sup>

④またく御せんの御まな何かめし上の品いれふたニ成御ねたんひ<sup>(入札)</sup>きさけられ候二付、とかくすき物おしふ申候よしあはや申候ゆへ、<sup>(難儀)</sup>

⑤それにてハ相すミ不申御事ニ御座候、御ねたんひかせ候二付、よろしき物をあげ候て御なんきのよし二付、すきしなハ上申候よし、<sup>(難儀)</sup>

⑥右二付いよくさやうの事に候ハ、ちとく間ない又ハ<sup>(難儀)</sup>ふけ衆へねかいを出し候様ニと御申候様ニとあはや申候、⑦あのかたよりへんとう二ハ、何もくあしき物ハ上不申たちやいにて上<sup>(返答)</sup>

候ゆへ、すい分くよろしき物を上候由申候(下略)、

《史料7》の内容は以下の通り。①後桃園天皇の御膳に、この度の口向の「もやもや」(波線部)が原因で、粗悪品を調達したことに対して、これまでは粗悪品を少しづつ奥職員に分配していたが、②この度より口向が全ての品物の納入に立ち合うことで粗悪品防止に対処するのにもかわらず、阿波屋は品を納めないと言ったので、③品を納める気になれば、もう一度賄掛と相談するようにと、大御乳人は阿波屋に言った。④また、御膳の魚の仕入れが入札となり、値段が下がったので、魚の愛食家から惜しいとの声が上がっているとの阿波屋の申し出に対して、⑤良質の魚を安価で納め難儀する実状を心配した大御乳人は、⑥この状態が続くようであれば口向(賄掛か禁裏附)に相談してはどうかと言った。⑦しかし阿波屋に対して口向の返答は、粗悪品の防止のための立ち合いの徹底に関してであった(魚の値段の下落は言及しなかった)。

天皇の御膳の調進は奥の主要業務の一つで、粗悪な調進はあつてはならないことであつた。財政上、安価で食料を購入したい口向は、入札の手段を採っていた。商人は生活がかかっているため、良質品を安価に手放すことはよろこばなかつた。しかし、禁裏御用達の特権は失いたくはなかつた。この奥・口向・商人三者の利害が相拮抗して見動きが出来なくなる状態に、取捨に当つたのは大御乳人であつた。

#### 《史料8》

一、①あはや申候、此度の事二付、たんくふたいれの何のと申、こ<sup>(阿波屋)</sup>

の外御ねたんひきさけ二付、さかなや何や二も御ねたんひきさけ御<sup>(引下)</sup>

座候二付、よろしき物御もちてまいり不申よし不申候ゆへ、②それ<sup>(吟味役)</sup>

ハきんみやく・いたもとあしく御座候由、さやうの事に候ハ、き<sup>(板元)</sup>

つときんミいたし候て、今一度御申候様ニとあはや申渡候、(中<sup>(悪)</sup>

略)③あはやとかくく御せんまわり何か御ふうしゆのなき様ニ<sup>(膳廻)</sup>

と、あのかたより申まいり候御事を、④なせ二あしき御事ハもうさ<sup>(ママ)</sup>

ぬかと申候へハ、もうすにもうされぬ御事が御さるそう二相きこへ<sup>(推量)</sup>

申候、私すいりやう二ハあはやもうし候、

《史料8》の内容は以下の通り。①口向が全ての納品に立ち会うことに対して、色々な品物の仕入れが入札となり値段が下がったので、良質の品を安価で納めるのには不満であるという阿波屋の申出に、②阿波屋の品がなければ吟味役と板元の技術が悪化するの、品を納める様子にもう一度考え直して口向(賄掛)に報告せよ、と大御乳人が返答した。③

大御乳人は口向から阿波屋の説得を調膳の履行を理由に要請されており、  
④彼女は、何故口向が吟味役・板元の技術の悪化を理由に要請しなかつたのか疑問に思ったが、口向からは言いにくいであろうと推測し、阿波屋を説得したのである。

口向は粗悪品を仕入れたために、奥の調膳に迷惑をもたらした。奥は口向の責任を追及してしかるべきであった。しかし、阿波屋の出入りを引き受けている奥では口向に強くは言えなかつた。大御乳人は口向から阿波屋の納品の復活は要請されても、その理由が口向の業務の弱体化にあるからとは決して言われなかつた。

両史料のごたごたの結末は定かではないが、ごたごたの原因の一端は奥にあるので、その收拾には大御乳人が立ち回ることと済んだ。しかし奥にごたごたがもたらされ、職員が自分達に責任はないと確信した場合、つまり先例の打破に納得しない場合、どのような行動に出るのか。

### 3 せけん・うわさ（世間・噂）

奥職員が先例の打破に納得しない場合どのような動きを見せるのか、《史料9》と《史料10》が関連史料として挙げられる。まず《史料9》は、後桃園天皇の行幸を間近にして、表から奥に不必要な発令がなされ業務が滞るのではないかと長橋局が危惧して、禁裏附に相談した一七七五（安永四）年の事例である。

### 《史料9》

一、①ひつしの年二月廿六日、（武家・禁裏附）両ふけ衆大御乳申出候、ちよとうはさ（噂）

申をき様ニとの御事ニ御座候、②せけんニていろく（氣の毒）のうわさとり  
く（廻）申御事とも御き成、御きのとくニ覚しめし、こなた御せんま（膳）  
わり・御（造替）そうたい何も御ふしゆう様の御事もあらせられず候ゆへ、  
何もく（未々）これをとかふ（マヤ）仰られ候御事ニてハあらせられず候、③  
すへく（難儀）の物ことの外なんきいたし候様ニ御き成候、さそく  
御きのとくニ覚しめし候、（中略）④又くおもてむきの事、又ハ幸  
と申候様なる御事ハ、とかく御仰付られかたく、くれくも  
おもてむきの御事ハ、とうもく（表向）御申被成候事ハ被成不申御事に  
覚しめし候、⑤しかし御内きの御事ハ又くとうなりとも被成候ハ、  
御内きニてかやうの事あそはし遣され候へハ、かやうニ成候ゆへよ  
ろしく御座候とせんしられ候事御座候ハ、もうされ候様ニと申出  
候、⑥まへく（申）御所の御事ハ、御ちひをあそはし候御事御き御  
座候ニ、すへく（申）の物申ニ外ニてなんきいたし候様ニ御き御成へ  
し、何とそく（申）なんきいたし候ハぬ様ニ取はからいもされ候様ニ  
と申出候、あま（天野正景）のあふみの守へ相談申候、

《史料9》の内容は以下の通りである。①大御乳人は長橋局の使者として、奥（内儀）での噂を少々伝えるために禁裏附に面会し、以下の様に述べた。②長橋局は今回の行幸でせけん（奥）に色々な噂が飛び交っていることを知り（波線部）、氣の毒にお思いである。奥の仕事のうち配膳と造替には不自由はないのだが、③末端の職員がことのほか苦労していることを知り、とても氣の毒にお思いである。④なおまた表向のこ

と、または行幸の様なことは、奥ではとかく命令を受け難いので、くれぐれも表向きを色々言うことはないようにとお思ひである。⑤続いて大御乳人は以下の様に述べた。しかし、奥のことならどうなつても構わないので、奥に関して何か命令があるのなら、その命令どうりに動くので、何か気付いたら何なりと命令してもらいたい。⑥今回の行幸に關しても、以前より御所の御慈悲が得られるであろうと聞き及んでいるので、どうか末端の職員が苦勞しないように取り計らつてほしい。

奥の社会にとつて、たとえ行幸という名目であれ、職員が表の不必要な命令に従うことは許されなかつた。しかし、どうしても表からの圧力に屈せざるを得ない場合には、武家（禁裏附）と相談することにより、表を牽制しようとしたことを右史料は示している。しかし、このことが本来ならば一体なはずである奥と表の不仲を物語るのではない。《史料10》も一七七四（安永三）年の事例であるが、今度は奥と表が結束して禁裏附の非常識な振舞に對抗しているからである。

### 《史料10》

一、①午八月廿一日てんそう（伝奏：武家伝奏）申出候、うけ給候へハ、②昨日天野（正景・禁裏附）あふみの守口むきの物ま（ママ）いりよしうけ給しが、明日口むきの事（落着）らくしやくいたし候よし申候が、③さやうなる御事に候へハ、廿五日ハ御幸もあらせられ候、右二付候てもさま／＼御幸ともうす様なるときハ、よひ出し御座候よし口むきの物共物いたし候ても、手に付もうさすと申候様なる御事共にて、御やく何かことの外――

御き（氣遣）つかいニそんし候御事ともにて御座候、④もしさやうなる御事にて御座なくや、さやうの事御座候ハ、其せつニハさやうの事なき様ニ被成度（存寄）覚しめし候、⑤せけん（氣の毒）にてハいろ／＼の事申候、御きのとくニそんしち、何とそ／＼てんそう衆御うけ給御座なきよし、なを此後御き、被成候ハ、御申被成候、

⑥又此後ひろはし殿へ申出候、長はし殿御申被成候、⑦口むきの事せけんちいろ／＼の事申御き、被成、御きのとくに覚しめし候、口むきの事ニ付候てハ、此度の事何も／＼御そんし御座なくせけんにていろ／＼の事申まいらせ候、それニ付候てハほう／＼何のたつねニまいり候御かたも御座候て、此御へんとうニ御こまり被成候御事ニ御座候、⑧それニ付あふみの守めしニつかわされ、内くいなや御き、被成遣され候、ひろはし殿ニも何も御そんしなき事御たのミ被成候御事御きのとくニ覚しめし候へとも、とくと御き、被成遣され候、くれ／＼も御むたいの御事御きのとくから御たのミ被成候、⑨さきたちて口むきの物ともあのかたへまいり、右のへんした、今あふみの守まいり候ゆへうけ給候へとも、とかく何もしれ不申、さきたちて申入おき候通、らくしやくいたし候ぎハいまた何もしれ不申、⑩さきたちて申入おき候とをり、所司代方へんとう御座候へも、さつそく申入候はつにて御座候、とかく何もしれ不申よし候、

《史料10》の内容は以下の通り。①八月二日、大御乳人は武家伝奏に会い、以下の様に述べた。②二〇日に禁裏附配下の口向の職員から、

禁裏附が二二日に参内し、口向の用事が落着<sup>(32)</sup>することを知らされたが、③二五日は後桃園天皇の行幸があり、今度の行幸に限らず、様々な行幸がある場合には、禁裏附が参内して武家伝奏を呼び出して仕事をしようとしても、武家伝奏は行幸がかりで仕事に集中できず、禁裏附に対して必要以上に気を遣うだけになるであろう。④必要以上に気を遣わねば良いが、気を遣うだけになるのであれば、その節には禁裏附の参内には及ばないと長橋局の意向である。⑤（気を遣いすぎて仕事があまくいかなければ）奥で色々と言われる（波線部）のは気の毒であるので、どうか武家伝奏には二二日の禁裏附の参内を断ってほしい。以上の長橋局の要望が検討されるのであれば、その返答をもらいたい。

⑥続いて大御乳人は広橋兼胤に長橋局の意向を以下の様に述べた。⑦長橋局は、二二日に禁裏附が参内して武家伝奏に会うことについて、奥の色々なうわさを聞き、気の毒にお思いである（波線部）。禁裏附の参内は、奥では、全く予期せぬことで、色々なことを彼女に言ってくる（波線部）。禁裏附が何の用事で来るのか方々より尋ねて来るので、返答にお困りである。⑧そこで、広橋に禁裏附に内々に使者を派遣させ、何の用事で来るのか尋ねさせたいかがというお考えである。広橋が何も知らないことを依頼するのは気の毒であるが、よく用件を聞いて来るように、くれぐれも、無理を承知で使者の派遣を頼む次第である。⑨大御乳人は、長橋局の意向を伝えた後、以下の様に述べた。去る二〇日に口向の役人が来て、二二日の禁裏附の参内を知らされたが、とにかく禁裏

附の用事は何も知らない。二〇日に口向きの役人が二二日に口向きのことを落着させると言った内容は、いまだに判らない。⑩先ほど広橋に使者の派遣を依頼したことに対しては、京都所司代からその返答が来るはずなので、早速二二日の参内の目的が判るであろう。とにかく、二二日の用事は何も知らないのである。

当史料からも判るように、禁裏附の参内は行幸を間近にした多忙な時期であった。奥は《史料9》の事例とは対照的に、今度は表（広橋兼胤）の体面を心配して、武家（禁裏附）と一線を画する行動をとった。「せけん」（世間）とはいえ、実際は奥の狭い空間である。しかし、その狭い空間で職員は「うわさ」（噂）し、己れの不安・不満の解消を大御乳人に託した。<sup>(34)</sup>

#### 4 さわく（騒ぐ）

「さわく」（騒ぐ）やかましく苦情を言う『日本国語大辞典』とは、奥の社会が内外の理不尽な動きにより、その先例や格式の遵守がどうしても果たされなくなりそうなときに、長橋局が奥を代表して内外の理不尽な勢力に抵抗する最後の切り札であった。内外のうち、内（奥）については《史料11》が、外（表・口向など）については《史料12》が、その長橋局の行為を記した史料として挙げられる。まず《史料11》は年次未詳であるが、大原御坊に関する相談を大御乳人が長橋局に無断で広橋兼胤（武家伝奏）にしたために、長橋局に騒がれたことを弁解したものである。

《史料11》

一、①此度大はらのしゆんの御坊、さきたちて御ねかい申上候、おきとをり何とそねかい出(武者・禁裏附)ふけ衆へ御出し遣され候様二と、②そうし(奏者)や所度く相ねかいニまいり候へとも、たんく御めて度さの時分ゆへ、まつかへ候様二とそうしや所へ申、度くねかい上候へとも、④あまり度くの事にて候ゆへ、長橋殿まで申入候ゆへ、⑤ひろはし殿へ御内く御き(相合)やわせ、長橋殿御さはきの所、⑥ひろはし殿御申被成候二ハ、わたくしともへは何もさたも御座候(沙汰)、まつ御内く御そうたん(相談)と御座候ゆへ、まつ申ニまいられ候、今一度ふけ衆へ御出し被成候て、いなや御きと被成候、そのうへにて返ししたる二又御そうたん申候たんニ御申被成候由、

《史料11》の内容は以下の通りである。①大原しゆんの御坊（大原三千院か）はかねてからその願い出を、奥を通じて禁裏附に伝えるように奏者番に頼んでいたので、②大御乳人は奏者番から当件を禁裏附に伝える様に度々頼まれていた。③これに対して大御乳人は、色々目出たい時節柄であるのを理由に、願出の時期を変更するように逆に奏者番に度々頼んだのであるが、④あまり度々頼むことになったので（つまり度々頼んでも奏者所が納得しないので）、ついに長橋局に当件を知らせた。⑤一方で、大御乳人は長橋局には言わずに広橋兼胤に内々に意見を求めたために、この大御乳人の行動に長橋局が騒いだのである（波線部）。⑥大御乳人は騒がれたことの抗弁として、広橋の言を記した。すなわち、

武家伝奏はどんな通知でも受付けるので、内々の相談ということで大御乳人がまず相談してきた。当件は一度禁裏附に伝えてみて、事の安否を聞いてから、その返答次第でまた相談を受付ける、と。

当史料で長橋局が騒いだのは、もしこのまま黙ってれば、大御乳人がまた同じ動きをみせるであろうという、奥内部の身分秩序の維持を配慮してのことであった。対して、奥全体の体面が、外部の不用意な処置により貶められた場合はどうであろう。《史料12》は、口向の職員(佐藤友之進)の宿下がりの件が、本来ならば武家伝奏より先に禁裏附から報告されるところを、手違いにより武家伝奏より後に報告されたことに対する、長橋局の抗議を記した一七七四（安永三）年の事例である。

《史料12》

一、①六月二日てんそう衆方長橋殿へかき付御めにかけて候、(佐藤友之進)さとうともものしん事ひやうき二付、あまのあふみの守方申まいり二付、かき付長橋殿へ御申入候、②ともものしんひやうき二付、(宿下)やとさかりの事ねかい申所、こん日やとさかりの事ねかい申まいり候二付、③かやうく、ニ申まいり候へとも、長橋殿御さわきの事ゆへ、まつ長橋殿へ御めにつかけ、御へんし申出くわしく御きと被成が、まつハ御内く御そうたん被成、④さきたちての御事も御座候ゆへ、とうも御し(思案)やん被成候ても、御しやんなされ候様もなき御事ゆへ、御兩人殿覚しめし候、かやうく、ニ被成候ハ、よろしく候ハんと覚しめし候、又くかやうく、しや二よりて、かやうく、

に仰出され候かよろしく候ハんと覚しめし候や、さきほとたんく御そうたん被成、⑤大すけ殿(典侍)へも御そうたんニしんしられ候へとも、まつく御りやうけん(料簡)うけ給度覚しめし候よし御そうたんニ出所、とうもく、私ともりやうけんも御座なく候よし御申被成候、⑥右の通長橋殿へ伺申入候ハ、大すけ殿返事御座候所、さきほとちいろく、とそうたん申まいらせ候、かやうも御座候かさきたちて使番ちねかいのすしも御座候ゆへ、使はんこれもつとももの事に覚しめし候ゆへ、此度ハとうやくハとうやくの御事ニ候ゆへ、これ御つかはされ候使はんまいり候所、ほん人のしんそく(親族)をまいり様ニと被成度覚しめし候ニて御座候か、この物その外ハやとよりまいり様(差圖)ニ被成度覚しめし候、⑦なをくわんはく殿へ御申入被成、此うへハ両ふけ衆(武家・禁裏附)と御そうたん遣され候よし申出候、てんそう衆よりふけと御そうたん遣され候様ニと申出候、⑧てんそう衆よりふけ衆へこれハ口むきの事長橋殿御さわきの事ゆへ、此ほうともハ御さしつ(差圖)ハいたし不申候よし御申被成候、てんそう衆ふけ衆へ右のとをり伺申、其時分右の通申出、よろしく候ハんと御申被成候(下略)、

橋局が騒いだ(波線部)ので、大御乳人はとりあえず彼女に①の書面を見せ、禁裏附への返答(抗議)を詳細に求めたが、とりあえず内々で相談してみるということであった。④長橋局は、先頃の事件を考慮して、禁裏附は奥からの返答が無意味だと思ふのか、種々思案の上返答された方が良いと思うのか、色々と想定した。⑤また、大御乳人は長橋局の意向で大典侍の意見を求めたが特に意見は得られなかった。⑥そこで大御乳人は再び長橋局に意見を求めた結果、宿下がりの連絡不如意は使番の責任であるから、当役が謝罪に出頭するのが妥当であるということになり、本来なら使番本人が出頭するところを、代わりにその親族でも良いということに決した。⑦以上のことを禁裏附に要求するためには、武家伝奏から禁裏附に相談してほしいと大御乳人は関白に申出たが、⑧関白は、当件は口向のことで長橋局が騒いでいる(波線部)にすぎず、武家伝奏が禁裏附に相談する必要はないと判断し、当件を禁裏附に伝えた。当史料は、長橋局の抗議の対象が禁裏附にあることで、禁裏附の非常識な参内を武家伝奏に忠告した《史料10》に似ているが、長橋局の怒りが上司(大典侍)や関白の知るところとなつたことで、更に規模の大きい事例である。《史料11》と違い長橋局の目的は禁裏附の謝罪にあつたので、奥の同意が最大限に求められ、それは表に対しても同様であつた。長橋局の目的は果たされなかつたが、当件は最終的に禁裏附の知るところとなり、禁裏附は同じような過ちを繰り返さないような処置をとつたであろう。そういう意味で、長橋局が騒いだことは、最大限にその効

果をもたらしたのではなからうか。<sup>(36)</sup>

### むすびにかえて

近世の朝廷は規模こそ小さいが、古来伝統の多くの制度・規範の構築下に運営され、奥はその重要な一部であった。表の様に政策を決定することはなかったが、表から相談をもちかけられ、口向との交渉を依頼された。奥も伝統の制度・規範と職員に支えられ、長橋局は奥の政務の責任者であり、大御乳人は表と口向との折衝役であった。近世の朝廷運営は、奥・表・口向が一体となり行われた。そういう奥の官制と職制の復元は「後桃園天皇大御乳覚帳」の記録期間を越えて、同様の作業を続けていく必要がある。三者一体となる朝廷運営であったが、三者の連携はいつも順風満帆というわけではなく、常に何らかの要因で崩れる可能性があった。奥もその責任を負わされ、時には理不尽に感じた。当史料で奥が絡む諸事件の大半が起こったのは、大御乳人より二八歳も若く、しかも前任者の病気が理由で急遽就任した岡崎冬子の長橋局在任期であり、諸事件の起こるのは致し方なく、逆に当史料が記された理由はこの辺にあるといえるかもしれない。しかし理不尽な相手に対しては、職員が一同で噂したり、責任者が奥を代表して苦情を述べるなど、狭い共同生活ながらもその自立性を崩そうとするのを防ぐ結束力が奥にはあり、それが奥の日常規範であった。奥は表と口向との間に問題が生じた場合

では、その結束力でいづれか一方に肩入れし、その結果宮中全体の平衡状態が保たれることとなった。

### 註

- (1) 日常生活や年中行事の隅々に至るまで、朝廷伝統の制度や規範が存在し、これらを寸分の狂いもなく守ることが職員に要求されていた(第二章冒頭の「先行研究の整理と今後の可能性」で詳述)。
- (2) 禁裏附の職務日誌と思われる国立公文書館内閣文庫所蔵「大内日記」(二六三―一七五)には、一六四三(寛永二〇)年九月一日付で、江戸幕府が禁裏附天野長信等に下した「禁中方御法度書御黒印写」九か条が収められている。江戸幕府は、第一か条にて「一、禁中方之儀、長橋局両伝奏江何之、先規之御作法を相守へし、勿論万事周防守可為差凶事」と、長橋局と武家伝奏(二名)を朝廷の責任者とし、先例の遵守と京都所司代(周防守)の指図に従うことを命じている。また、第九か条にて「一、堂上方并女中方地下諸役人に至る迄、先規の作法を相背輩は勿論、其外何にても新規に諸発事於有之、其周防守ニ申届之、江戸へ可言上事」と、公卿から奥女中・地下諸役人にまで命じている。
- (3) 東山御文庫本マイクロフィルムP七―四。
- (4) 後桃園天皇(一七七〇〜七九在位)は、一七五八(宝暦八)年七月二日、桃園天皇の第一皇子として誕生。母は関白一条兼香の娘、皇太后富子(恭礼門院)。諱は英仁。誕生の翌年五月十五日親王宣下。一七六八(明和五)年二月十九日立太子。一七七〇年十一月二十四日受禪。一七七一年四月二八日即位礼。一七七九(安永八)年十月二九日崩御。
- (5) 当史料の作者松室氏は、己れを「大御乳」と称しているが、正式には「大御乳人」という(表1)。
- (6) 「勾当掌侍」が正式名であるが、一般に呼び慣らわされている「長橋局」の語を本稿では用いる。
- (7) 「宮中女官生活史」六〜二七頁。

- (8) 尚侍は俗に上臈局と号したが、近世では名のみであった(『宮中女官生活史』十八頁)。
- (9) 下橋敬長氏述「幕末の宮廷」(平凡社東洋文庫、一九七九年)五三、一〇七頁参照。以下、『幕末の宮廷』と略する。
- (10) 宮内庁書陵部所蔵「上北面藏人補任」(三五一―四〇〇)によると、一七七〇(明和七)年十一月従五位下土佐守に叙任、上北面に補される。一七七四(安永三)年十一月隠居、仙洞御蔵三人扶持。一七七六年一月従五位上に叙し一七九二(寛政四)年五月、七三歳で死去。なお、上北面は定員十名で、摂家の諸大夫五人、非藏人から五人選出(『幕末の宮廷』一九五頁)。
- (11) 『幕末の宮廷』一五三頁。
- (12) 但し、『皇室制度史料 后妃四』(吉川弘文館、一九九〇年)には、近世の奥職員(皇子・皇女の母)の昇叙・補任の宣下や、彼女等の昇進に対して奥から禁裏附に報告した事例が多数紹介されている(三三三―三四二頁)。
- (13) 東京大学史料編纂所所蔵(二〇七三―一〇二)。
- (14) 岡崎冬子の昇進は最終的には宣旨を下されて定まったと考えられる。奥職員補任の宣下の存在は戦国時代でも、『皇室制度史料 后妃四』に、後奈良天皇との間に皇女某を産んだ藤原量子の事例(掌侍)が紹介されている(三三一―三三二頁)。
- (15) 議奏の職務内容は、武部敏夫氏「議奏日次案について」『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』(統群書類従完成会、一九七〇年)に詳しい。
- (16) 岡崎冬子の長橋局昇進時の年齢は、『柳原紀光日記』では十七歳であるが、『禁中女房補略』(表一)記載の年齢から逆算すると二二歳である。
- (17) 「後桃園天皇大御乳寛帳」記録期間の武家伝奏は、広橋兼胤(明和六く安永六年在任)・姉小路公文(明和六く安永三)・油小路隆前(安永四く六)・久我信通(安永五・六)(平井誠二氏「武家伝奏の補任について」『日本歴史』四二二、一九八三年)。
- (18) 「後桃園天皇大御乳寛帳」記録期間の禁裏附は、天野正景(明和四く安永六年在任)・渡辺直(安永六)(柳宮補任)。
- (19) 使番は定員百人で、番頭が一人置かれた(『幕末の宮廷』一六八頁)。
- (20) 「後桃園天皇大御乳寛帳」記録期間の京都所司代は、阿部正允(明和六年在任)・土井利里(明和六く安永六)・久世広明(安永六)(柳宮補任)。
- (21) 「後桃園天皇大御乳寛帳」には、一七七七(安永六年)、正親町三条実同が武家伝奏に借金を願い出、当件が武家伝奏と長橋局で協議され、禁裏附の許可が求められたという事例があるので、武家伝奏が借金の申出を受け、これを検討しているものとみた。
- (22) 表2の番号35参照。
- (23) 『史料4』は②④の水帳支給の記述が特筆される。水帳は「雲井」と推察される。典侍を十月に採用して、すぐに奉公人に任じるのは希有な例であつたらしく、水帳支給が可能か協議されていることは、典侍は年内は御雇として召し出され、翌年に奉公人に任じられ、水帳が支給されていたと思われる。
- (24) 賄掛(賄頭)は概ね一人。江戸幕府の御家人の中から任命され、勘使と共に朝廷の財政を管理した。仕事内容は賄掛は労務仕事、勘使は勘定会計事務に分担されていた(『幕末の宮廷』一五五―一五六頁)。
- (25) 『宮中女官生活史』四五―一三頁。
- (26) 『宮中女官生活史』四五頁。
- (27) 「後桃園天皇大御乳寛帳」記録期間の関白は近衛内前のみで、その在任は安永一―六年(公卿補任)。また、広橋兼胤の武家伝奏在任期は安永五年までなので、『史料6』は安永一―五年のもの。
- (28) 典薬寮の頭・助は代々小森家で世襲された。身分は諸大夫で、六位藏人になつた(『幕末の宮廷』二九三頁)。
- (29) 朝御膳の残り物は、御末七人に分配された(『幕末の宮廷』十一頁)。
- (30) 板元吟味役が正式名。板元が十五軒、そのうち吟味役が三軒。板元は十二歳ぐらゐから出勤して、料理を修業した(『幕末の宮廷』一六三―一六四頁)。
- (31) 「柳原紀光日記」一三三、同年三月五日条に「参内、猿楽御覧也」とみえる。なお、舞楽の舞台は紫宸殿の前に設けられた(『幕末の宮廷』七〇頁)。
- (32) 禁裏附が役宅から参内する時は、豪勢な供連れとともに、武家玄関から武家

伺候間に上がり、武家伝奏に会う時は「伝奏を呼んで来い」と中詰（有位の官人）に命令し、偉い見識であった（『幕末の宮廷』一四五～一四六頁）。

(33) 「兼胤記」同日条に「一、内々能御覧、卯刻被始、酉半刻相済」とみえる。

(34) 結局、禁裏附の参内は実現しなかった。行幸の翌日（八月二十六日）、京都所司代から御所・仙洞御所の口向の職員三〇人の解任命令が広橋兼胤に通知された（兼胤記）ので、当件が参内の用件と思われる。

(35) 奏者番は、定員四、五人。官人より兼勤の使番、及び無位無官の使番より昇進。奏者所（玄関口）に詰め、皇族・諸公家・大名からの献上物を受け取り奥に渡した（『幕末の宮廷』一六七頁）。

(36) 「兼胤記」同日条に、「一、佐藤友之進事所勞二付、宿下ヶ之事申来二付近江守彼是御内儀へ掛合有之、此度者受取之為御内惣代使番二人出候而受取、其後之儀ハ近江守直取計治定能由大御乳人より申聞候（下略）」とある。

〈付記〉成稿に当っては、本田慧子氏のご助力を戴いた。心より感謝申上げたい。